

# 仕様書

## 1 業務名称

ごみ資源化工場計量器整備業務

## 2 履行場所

札幌市北区篠路町福移 153

ごみ資源化工場計量所

## 3 対象設備

### (1) 電機抵抗線式はかり 往路No.1、復路No.2 2基（鎌長製衡（株）製）

形 式 : マルチロードセル式（ピット船底型）

用 途 : 取引用

ひょう量 : 25, 000kg

目 量 : 10kg

最小測定値 : 200kg

積載台寸法 : 2, 700mm×6, 500mm

精 度 : 0kg～5, 000kg以下 ± 5kg

5, 000kg～20, 000kg ± 10kg

20, 000kg～25, 000kg ± 15kg

使用電源 : A C 100 ± 10%、50Hz

### (2) 機構部

ピット型 鋼板型鋼溶接構造

制御部～和算箱間ケーブル長 20m

塗装仕様：下塗（一般錆止め塗装）上塗・積載鋼板上面（合成樹脂塗装、色マルセン  
10GY5/4）

### (3) 制御部

型式：卓上型

数量：2台

表示部：セブンセグメント蛍光表示管

零点調整装置：自動零点調整、センター零機能付（点灯中零）

使用電源：A C 100V、50Hz

### (4) 前回期検査(法定検査)日 (計量士による代検査)

令和5年10月22日

#### 4 業務期間

契約日から令和7年12月19日まで

#### 5 業務概要

平成2年にしゅん功したごみ資源化工場計量器のロードセル、和算箱及び制御器の更新を行うとともに、計量器が2年間の連続使用に耐えるための既存機構部等の点検整備及び計量法に基づく許容基準整備を行った後、検定を受験し取引用計量器として合格すること。

#### 6 整備内容

##### (1) 更新機器

受託者において調達すること。

	既設	更新	備考
ロードセル	KC021-12T-U×4 個×2基分	KDC-H-25T-C4×4個× 2基分 防水性能 IP68 専用ケーブル付き	付属品含む ※履行期間中に生 産中止となった場 合は後継機種の使 用を認める
和算箱	SC-14-3×2個	SC-14D-2×2個 デジタルロードセル接 続台数 4台 防水性能 I P 6 7	付属品含む ※同上
制御部 (重量表示等)	L24P×2個	DI-300 卓上型×2個 BCD出力付き	付属品含む ※同上

##### (2) 計量器点検整備

対象：往路No.1 及び復路No.2 計量器

###### (ア) 積載台等点検整備

- 更新するロードセルのベース高さ調整、設置
- ロードセル受け金具の点検、清掃、一般錆止塗装、グリス注入
- ロードセル（更新）から和算箱（更新）間の専用配線接続
- 積載面鉄板の取り外し、錆落とし、塗装合成樹脂塗装（現場1回）、取付後のボルト増締
- 機構部（主桁、横桁から構成されるガーター）のリフトアップ掃除、錆落とし、一般錆止塗装（現場1回）
- 振れ止め装置の分解掃除
- ピット内清掃

- ・ 各部組立後ガーターの水平点検
- (イ) 制御部及び電気関係の点検整備
- ・ 制御部及び和算箱更新
  - ・ 制御部から和算箱間の専用ケーブル更新
  - ・ ロードセル部の入力、出力抵抗点検
  - ・ 制御部点検、表示及び動作確認
- (ウ) 総合調整
- ・ 検定受験のため基準分銅による荷重試験及び調整を行うこと。
- (エ) 検定受験
- 北海道が実施する計量器検定の日程調整、申請手続きを行い同検査に立ち合い取引用計量器として運用可能とすること。なお、検査料金については受託者の負担とする。

## 7 履行に係る注意事項

- (1) ごみ資源化工場では1月1～3日以外はごみの受入があり計量器の機能を停止できないため、ごみの受入が数台となる日曜日に別日程で往路、復路計量器毎に更新作業を行い翌月曜日に検定を受験すること。
- (2) 計量器と接続されるごみの重量管理、ごみ処理手数料を管理する計量システムとの接続は同システム保守業務受託者が並行して行う。

## 8 提出書類

- |   |    |
|---|----|
| (1) 業務責任者通知書  | 1部 |
| 業務責任者にあっては、取引用計量器（トラックスケール）の整備経験があり代検査が可能な計量士の資格を有していること。 |    |
| (2) 業務着手届   | 1部 |
| (3) 業務工程表   | 1部 |
| (4) 業務完了届   | 1部 |
| (5) 業務報告書   | 1部 |
| (6) 業務日誌  | 1部 |
| (7) 業務写真  | 1部 |
| (8) 証明書   | 1部 |
| (9) 器差検査に使用する分銅の検査成績書                                     | 1部 |
| (10) 施工内容証明（保証）に係る文書                                      | 1部 |

## 9 その他

- (1) 本業務履行にあっては、「計量法」その他関係法令を遵守すること。

- (2) 業務履行時は本市担当職員及び現地で本市職員代行として配置する施設管理業務受託者と工程や進捗状況について調整、立会、報告等を行うこと。
- (3) 現地作業にあっては、ごみの受入や「ごみ資源化工場運転業務」、「固形燃料運搬業務」受託者の業務履行に支障がないよう実施すること。
- (4) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は、受託者の負担とすること。
- (5) 作業の実施に伴い、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 喫煙は工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。
- (7) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本仕様書に明記のない事項等については、本市担当者と協議して決定すること。

#### 10 担当者

札幌市環境局環境事業部 白石清掃工場 篠路担当係 北川